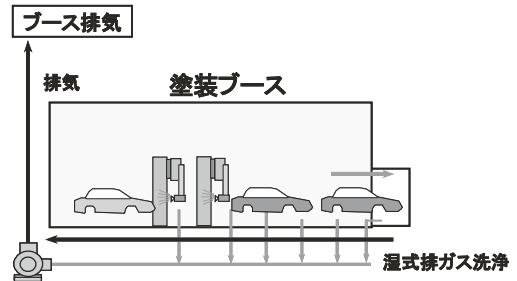


規制対象の化学製品製造関係施設

- VOCを溶剤として使用する化学製品製造の用に供する乾燥施設
(VOCを蒸発させるためのものに限る。)
(送風機の送風能力(送風機がない場合は排風機の排風能力。以下同じ。)が3,000m³/時以上のもの)
→排出基準値: 600ppmC

塗装関係施設

例: 塗装ブース

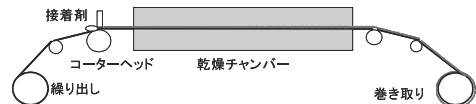


規制対象の塗装関係施設

- 吹付塗装施設
(排風機の排風能力が100,000m³/時以上のもの)
→排出基準値: 700ppmC
(新設の自動車製造用吹付塗装施設は400ppmC)
- 塗装の用に供する乾燥施設
(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)
(送風機の送風能力が10,000m³/時以上のもの)
→排出基準値: 600ppmC
(木材又は木製品(家具を含む。))の製造の用に供するものは、1,000ppmC)

接着関係施設

例: 接着剤のロールコーターの乾燥施設

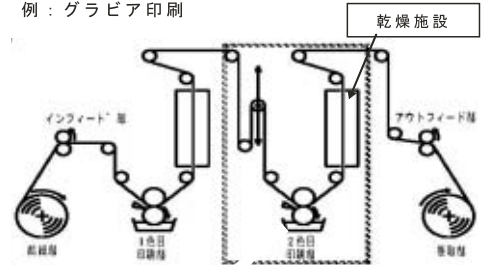


規制対象の接着関係施設

- 印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設
(送風機の送風能力が5,000m³/時以上のもの)
→排出基準値: 1,400ppmC
- 接着の用に供する乾燥施設
(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。))の製造の用に供するものを除く。)
(送風機の送風能力が15,000m³/時以上のもの)
→排出基準値: 1,400ppmC

印刷関係施設

例: グラビア印刷

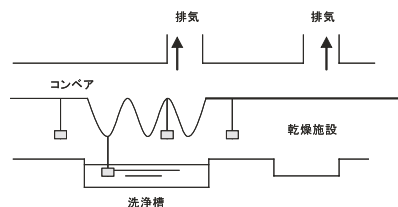


規制対象の印刷関係施設

- オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設
(送風機の送風能力が7,000m³/時以上のもの)
→排出基準値:400ppmC
- グラビア印刷の用に供する乾燥施設
(送風機の送風能力が27,000m³/時以上のもの)
→排出基準値:700ppmC

工業用洗淨関係施設

例: 洗淨槽

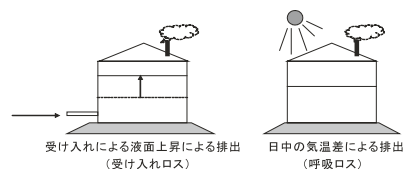


規制対象の工業用洗淨関係施設

- 工業用洗淨施設(乾燥施設を含む)
(洗淨剤が空気に接する面(液面等)の面積が5m²以上のもの)
→排出基準値:400ppmC

VOCの貯蔵関係施設

例: 固定屋根式タンク



規制対象のVOC貯蔵関係施設

- ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超えるVOCの貯蔵タンク
(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)
(容量が1,000kl以上のもの※)
※ 既設の貯蔵タンクは、当分の間、容量が2,000kl以上のものに排出基準を適用
→排出基準値:60,000ppmC

排出基準の適用猶予と測定頻度

1. 経過措置

- 規制に対応するに当たっては、VOC排出抑制対策技術の検討や、対策の導入計画の作成等に十分な時間をかけ、費用対効果のより高い対策を講じることが重要。
また、処理装置の設置場所の確保や、対策工事実施中に休止する施設の代替施設の確保など、対策の実施に至るまで相当期間かかるものも多い。
- したがって、既設の施設に係る排出基準の適用については、VOCの排出抑制の目標が平成22年度とされていることに留意しつつ最大限の猶予期間、すなわち、平成21年度末まで猶予

2. 測定の頻度

- 現行のばい煙に係る取扱いを踏まえ、少なくとも年に2回以上